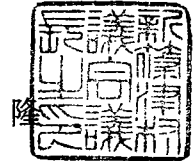


26新議会第 141号
平成26年 9月12日

全国B型肝炎訴訟北海道原告団
全国B型肝炎訴訟北海道弁護団
全国C型肝炎訴訟北海道原告団
全国C型肝炎訴訟北海道弁護団
北海道合同法律事務所
弁護士 中島 哲 様

新篠津村議会議長 石塚



陳情書の審議結果について

平成26年8月8日付けで提出された下記陳情書について、平成26年第3回新篠津村議会定例会において、次のとおりとなりましたので、ご通知申し上げます。

記

1 件名 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める」陳情書

・結果 採択

なお、意見書は別紙のとおり政府関係機関及び北海道選出国会議員へ提出いたしますので、申し添えます。

議会事務局庶務係
TEL 0126-57-2111
内線 511



「ウイルス性肝炎患者に対する医療費 助成の拡充を求める」意見書

上記の意見書案を別紙のとおり新篠津村議会会議規則（昭和62年6月2日会議規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成26年9月11日提出

提出者 新篠津村議会議員 高橋 至

賛成者 新篠津村議会議員 馬淵 誠二

賛成者 新篠津村議会議員 今田 義春

平成26年9月11日 原案可決

石狩郡新篠津村議会

議長 石塚



提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛

「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める」意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。

特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。

しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の人が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援は、一刻の猶予もない課題である。

よって、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月11日

北海道新篠津村議会議長 石 塚 隆